

## 特定不妊治療費助成に係る所得額の計算方法

(単位:円)

			夫	妻
所得額	A	総所得額		
控除額	B	児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000
	C	雑損控除額(実際に控除された額)		
	D	医療費控除額(実際に控除された金額)		
	E	小規模企業共済等掛金控除額		
	F	障害者控除額(普通)(該当者数 人) (該当者数 × 270,000 円)		
	G	障害者控除額(特別)(該当者数 人) (該当者数 × 400,000 円)		
	H	勤労学生控除額(該当する場合、270,000 円)		
	I	控除額合計(B~Hの合計)		
対象所得額の算出	J	夫婦それぞれの所得額(A-I)	(1)	(2)
	K	夫婦の所得額の合計(本事業の対象条件における所得額)	(1)+(2)	

注1) Aについては、給与所得や事業所得、児童手当法施行令第3条第1項に規定する所得を合算したものです。

原則として、申請書類の住民税課税証明書の「合計(総)所得金額」を記入します。(ただし、合計(総)所得額に、株式譲渡所得等、児童手当法施行令に規定のない所得が含まれる場合は、その額を除きます。)所得控除後の課税標準額ではありませんので、ご注意ください。

(参考)給与所得(源泉徴収票の給与所得控除後の金額)、事業所得(事業収入-必要経費)

注2) Bについては、Aの総所得額がある場合にのみ控除することができます。

注3) C~Hまでについて控除できるものは、住民税課税証明書の「所得控除の内訳」で確認します。

注4) Jについては、マイナスにはできません。マイナスになる場合は0円になります。

(各控除の適用される場合について)

C 雑損控除: 災害又は盗難・横領等により住宅や家財などに損害を受けた場合

D 医療費控除: 1年間に支払った医療費が一定額以上ある場合

E 小規模企業共済等掛金控除: 小規模企業共済法の共済契約に係る掛金等の支払いがある場合

F.G 障害者(特別障害者)控除: 本人や控除対象配偶者・扶養親族が障害者に該当する場合

H 勤労学生控除:

本人が自己の勤労に基づいて得た給与所得等を有する、大学・高等専門学校・高等学校等の学生・生徒児童等に該当する人であり、合計所得金額が65万円以下で、かつ給与所得等以外の所得の金額が10万円以下である場合